

さぎん Biz ポータル利用規定

第一章 総則・共通事項

第1条【本規定の適用】

本規定は、株式会社佐賀銀行（以下「当行」といいます）とインターネットに接続可能なパーソナルコンピュータ等（以下「パソコン等」といいます）を利用して、第2条に定めるサービスを行なうことができる「さぎん Biz ポータル」（以下「本サービス」といいます）を利用する者（以下、「契約者」といいます）との間における、本サービスの利用に関して定めたものです。

契約者は、本規定に同意したうえで、本サービスを利用するものとします。

第2条【サービス内容】

本サービスを申し込むことにより、当行から無償で提供されるサービスは以下のとおりです。

- ①取引照会サービス
- ②シングルサインオンサービス
- ③帳票電子交付サービス（詳細は「第2章 帳票電子交付サービスについて」に掲載）
- ④外部連携サービス（詳細は「第3章 外部連携サービスについて」に掲載）
- ⑤汎用受付（詳細は「第4章 汎用受付について」に掲載）
- ⑥請求書発行業務（詳細は「第5章 請求書発行業務について」に掲載）
- ⑦請求書読取業務（詳細は「第6章 請求書読取業務について」に掲載）

なお、当行はこれらのサービス内容を契約者に事前に通知することなく追加、変更、廃止することができるものとします。

また、本サービスの詳細（技術的事項を含みます）につきましては、当行ホームページ上等に提示しますので、内容をよくご確認のうえご利用ください。

第3条【動作環境】

(1) 利用環境の準備・維持

契約者は、当行で推奨するオペレーティングシステムやブラウザをご確認のうえ、契約者の負担および責任において本サービスの利用に適したパソコン等の動作環境を準備し維持するものとします。

(2) 利用にあたっての費用負担

本サービスの利用にあたり必要となる通信料金、インターネット接続料金、パソコン等、その他機器等の導入費用等については、契約者が負担するものとします。

第4条【サービス利用可能日・利用可能時間】

(1) 利用可能日・利用可能時間

本サービスの利用可能日、利用可能時間は、いずれも当行所定の日・時間帯とします。

(2) 当行都合によるサービスの停止・中止

回線障害、回線工事、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、利用可能時間内であっても契約者に予告することなく、当行は本サービスの全部または一部を一時停止または中止することがあります。

第5条【代表口座・サービス利用口座】

(1) 代表口座

①契約者は、本サービスの利用申込みに際し、当行本支店における契約者名義の普通預金及び当座預金を、本サービスによる取引に主に使用する口座（以下「代表口座」といいます）として、当行所定の方法により当行に届け出るものとします。

②代表口座が店舗の統廃合等、当行の都合で移管された場合、原則として本規定に基づく契約は新しい取引支店に移すものとします。ただし、契約者に連絡のうえ個別の対応とさせていただく場合があります。

(2) サービス利用口座

①契約者が代表口座以外に本サービスで利用できる預金口座（以下「サービス利用口座」といいます）を追加したい場合、当行所定の方法により当行に届け出るものとします。

②サービス利用口座として登録できる口座数上限および口座種目は、当行所定のものとなります。

③サービス利用口座を追加・解除する場合、当行所定の方法により、当行へ届け出るものとします。

第6条【契約者の利用者設定】

(1) 利用者の指定、操作権限の設定

契約者は、パソコン等により本サービスの全部または一部の取引を行なう者として次の利用者を指定し、利用者別に操作権限を設定します。

①マスターユーザ

契約者を代表する利用者として、契約者がマスターユーザを登録します。マスターユーザは1名のみ登録可能で初回のログインID取得を行なうとともに、全ての取引を行なうことができます。また、自身を含む全ての利用者を管理することができます。

②管理者ユーザ

管理者権限を有する利用者としてマスターユーザが管理者ユーザを登録します。

③一般ユーザ

管理者権限を有しない利用者としてマスターユーザまたは管理者ユーザが一般ユーザを登録します。

(2) 契約者の責任負担

契約者は利用者の行為を監督し本規定を遵守させるとともに、利用者が行なった行為に基づく一切の責任は契約者が負うものとし、当行は責任を負いません。

第7条【サービスの利用】

(1) 利用対象者

本サービスは、当行に普通預金口座または当座預金を保有する、法人および個人事業主の方が利用できます。

(2) 利用申込み

本サービスの利用を希望する場合は、本規定の内容を承諾の上、当行所定の WEB 上の手続きにより申込みを行なうものとします。受付手続きには、当行普通預金口座のキャッシュカード暗証番号または普通預金通帳に記帳された最終預金残高を使用します。その際、キャッシュカード暗証番号の利用については、別途定める「さぎんキャッシュカード・暗証届出通帳規定」によることとします。

前述の手続きが完了後、当行は、申込完了通知として当行届出住所へ郵送物を送るものとします。当座預金については、当行で申込み手続きが完了次第郵送物を送るものとします。

また、契約者は、本サービスの利用申込みに際して、「ログイン ID」を取得し、ログインパスワード、確認用パスワード、照会暗証番号を登録するものとします。

なお、当行が提供する法人向けインターネットバンキングサービス（以下、さぎん法人インターネットバンキングサービスといいます）を利用中の契約者は、利用申込みに相当する手続きが完了しているため、利用申込みは省略するものとします。

(3) 認証方式(ログイン方法)

本サービスを利用する際の認証方法(ログイン方法)は、ログイン ID およびログインパスワードにより契約者であることを確認する「ID 認証方式」となります。なお、さぎん法人インターネットバンキングサービスを利用中の契約者は、さぎん法人インターネットバンキングサービスの認証方式に則り、電子証明書により契約者であることを確認する「電子認証方式」または、「ID 認証方式」によりログインすることとします。

(4) 初回ログイン

契約者は本サービスの初回ログイン時に、利用者情報として当行所定の項目の登録が必要となります。

(5) 本人確認

①当行は契約者から受信した「ログイン ID」、「ログインパスワード」、「確認用パスワード」、「照会暗証番号」（以下、総称して「本人確認情報」といいます）により本人確認を行ないます。

②当行所定の方法により受信した本人確認情報と、契約者が当行に事前に登録または届け出た本人確認情報との一致を当行が確認した場合、当行は契約者を真正であると判断します。

(6) 本人確認情報の利用に関する留意事項

①本人確認情報の厳重な管理

本人確認情報は、第三者に知られたり盗まれたりしないよう契約者本人の責任において厳重に管理することとします。

②本人確認情報の漏洩等の届出

i) 本人確認情報を第三者に知られたり盗まれたりした場合、またはそのおそれがある場合は、契約者は当行所定の方法により届け出ることとします。

ii) 上記の届け出に基づき、当行は遅滞なく本サービスの利用を停止します。この場合、当行が本サービスの利用を停止する前に当行が依頼を受け付けた取引により契約者に生じた損害については、当行の過失によるものでない限り当行は責任を負いません。

③本人確認情報の失念

本人確認情報を失念した場合は、当行所定の手続きを行なうこととします。

④連続誤入力による利用停止

契約者、利用者が誤った本人確認情報の入力、送信を当行所定の回数以上連続して行なったときは、当行は安全のため本サービスの利用を停止します。この場合契約者は、前号に準じて、当行所定の手続きを行なうこととします。

第8条【お知らせ機能および電子メールによる連絡】

(1) 電子メールアドレスの登録

本サービスの利用にあたり、利用者は電子メールアドレスを登録することとします(登録した電子メールアドレスを以下「登録アドレス」といいます)。

(2) お知らせ機能および電子メールの利用

①当行は本サービスを利用した取引依頼の受付結果やその他の連絡を本サービスのお知らせ機能による通知および登録アドレスへ電子メールを送信することにより行なうことができるものとします。

②当行は、当行および当行の関連会社の商品案内等の情報提供を、本サービスのお知らせ機能による通知および登録アドレスへ電子メールを送信することにより行なうことができるものとします。

(3) 電子メールの利用に関する留意事項

①当行が登録アドレスあてに送信した電子メールについて、通信障害その他の理由による未着・延着が発生しても、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

②本サービスのお知らせ機能による通知または当行と利用者との電子メールによる通信の内容を第三者が取得したことにより利用者に生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

第9条【届出事項の変更】

(1) 変更の届出

契約者は、名称、印章、商号、代表者、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合は、直ちに当行所定の方法により当行へ届け出ることとします。これらの届け出に基づき、当行は遅滞なく変更処理をするものとします。この場合、当行が変更処理を行なう前に当行が依頼を受け付けた取引により契約者に生じた損害については、当行の過失によるものでない限り、当行は責任を負いません。

(2) 通知等の延着・未着

前項に定める届出事項の変更の届け出がなかった等、契約者の責に帰すべき事由により、当行からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第10条【禁止・違反行為】

(1) 譲渡、質入れ

契約者は、理由の如何を問わず、本契約における権利を譲渡・質入れすることはできません。

(2) 不相当・不適切な行為

契約者は、次の行為をしないこととし、利用者にも同様の行為をさせないものとします。

①公序良俗に反する行為

②犯罪に結びつく行為

- ③法律に反する行為
- ④本サービスの運営を妨げる行為
- ⑤当行の信用を毀損する行為
- ⑥その他、当行が不適當・不適切と判断する行為

(3) 契約者の違反行為

契約者および利用者が本規定に違反する行為又は不正もしくは違法な行為によって当行に損害を与えた場合、当行は契約者に対してその損害の賠償を請求できるものとします。

第11条【契約期間】

本規定に基づく契約期間は、本サービスへの初回ログイン時から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から起算して1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第12条【解約・一時停止等】

(1) 契約者からの解約

契約者は、当行所定の方法により解約申し出ができます。なお、当行の解約手続きが終了するまでの期間は、本サービスが一部利用可能な場合があります。

(2) 当行の判断によるサービスの一時停止または解約

当行は、当行が契約者へ申込完了通知として送る郵送物を契約者が受領できない場合、第10条に定める禁止行為に該当した場合、契約者が反社会的勢力などである場合または反社会的勢力などに関与した場合、その他契約者・当行間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと認められる場合は、契約者に事前に通知することなく本サービスの利用を一時停止し、本契約の全部または一部を解約することができます。

(3) 契約の終了

以下の事由がひとつでも生じた場合は、本契約は終了するものとします。

- ①契約期間が満了したとき
- ②前2項により契約が解約されたとき
- ③代表口座が解約されたとき
- ④住所変更の届け出を怠るなどの契約者の責に帰すべき事由によって、当行に契約者の所在が不明となったとき

(4) 処理の中止

本契約が終了した場合、その時点までに処理が完了していない依頼について、当行はその処理を継続する義務を負いません。

第13条【取引照会サービス】

(1) サービス内容

当行は契約者からの依頼により、「サービス指定口座」として登録されている口座について、各種の照会（残高照会、入出金明細照会）サービスを提供します。

(2) 口座情報

- ①取引照会サービスでは、当行が定める期間の取引内容を回答します。ただし、当行はこの期間を契約者に事前に通知することなく変更することがあります。
- ②当行から取引照会サービスにより回答した内容について、振込依頼人から訂正依頼があった場合、その他の理由により変更があった場合には、内容が変更される場合があります。

第14条【シングルサインオンサービス】

(1) サービス内容

契約者は、当行または当行グループ会社（以下「個別サービス提供事業者」という）が提供するサービスと、本サービス間にて、シングルサインオン機能を提供するサービス（以下「シングルサインオンサービス」といいます）を利用することができます。

(2) シングルサインオンサービスの利用開始

シングルサインオンサービスの利用開始にあたっては、対象となるサービス（以下、「個別サービス」といいます）ごとに利用登録手続きを行なう必要があります。利用登録に際し、当行は、契約者の本人確認情報を含む、契約者に係る情報を個別サービス提供事業者に提供します。

(3) 利用手数料

シングルサインオンサービスの利用にあたって料金は発生しませんが、個別サービスを利用するにあたっては、料金の支払いが必要となる場合があります。

第15条【免責事項等】

(1) 本人確認

パソコン、本人確認情報について偽造・変造・盗用・不正使用その他の事故が発生しても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。また、安全性を高めるため、契約者は「ログインパスワード」、「確認用パスワード」を定期的に変更することとします。

(2) 免責事由

以下の事由に起因して契約者または第三者に損害が生じても、当行は責任を負いません。

- ①災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由が発生したとき
- ②当行または金融機関の共同利用システムの運営体が管理する電子機器、通信機器、通信回線またはコンピュータ等に障害が発生したとき
- ③当行以外の金融機関の責に帰すべき事由が発生したとき
- ④通信機器、専用電話回線、公衆電話回線、インターネットおよびコンピュータ等の障害等、当行の責によらない事由が発生したとき
- ⑤公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等、当行の責によらない事由により本人確認情報、取引情報等の漏洩が発生したとき
- ⑥第4条2項、第12条2項に定める当行の判断によるサービスの一時停止、中止または解約が発生したとき
- ⑦本サービスのWEB画面上に掲載している情報を、本サービス以外で契約者または第三者に取得され、契約者または第三者が損害を被ったとき

⑧本サービスの WEB 画面上に掲載している情報を、不正アクセス等で第三者に取得され、契約者又は第三者が損害を被ったとき

⑨WEB サイトの利用（ウェブページ、サーバ、ドメインなどから送られるメール、本サービスで利用可能なコンテンツなど）に関して、コンピュータ・ウィルスなどの有害物による被害が発生したとき

⑩シングルサインオンサービスに関し、その対象となるサービスの提供事業者のシステム管理態勢その他のセキュリティレベル、顧客保護態勢、信用性、第三者の権利の侵害に起因して、損害が発生したとき

⑪その他、当行の過失によるものでない事由が発生したとき

第16条【関係規定の適用・準用】

本規定に定めのない事項については、当行所定の普通預金・貯蓄預金共通規定、普通預金規定、貯蓄預金規定、当座勘定規定、総合口座取引規定、キャッシュカード・暗証届出通帳規定の定めにより取扱います。また、これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合には、本規定を優先して適用するものとします。

第17条【規定の変更】

①当行は法令の定めに従い、契約者の利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、契約者の契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして合理的な内容であるときに、本規約を変更できるものとし、契約者はあらかじめこれを承諾するものとします。

②本規定の変更があった場合は、当行ホームページ等への掲示により、契約者に通知するものとします。

第18条【著作権】

(1) 著作権法の適用

契約者は、当行の承諾を得ないで、本サービスを通じて提供される情報を、著作権法で定める契約者の私的使用の範囲を超える複製、販売、出版、その他の用途に使用することはできないものとします。また、契約者は、当行の承諾を得ないで、本サービスを通じて提供される情報を、第三者を通じて使用させたり、公開させたりすることはできないものとします。

(2) 問題発生時の対応

前項に違反して問題が発生した場合、契約者は、自己の責任において係る問題を解決するとともに、当行に何らの迷惑または損害を与えないものとします。

第19条【準拠法と管轄】

本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関して紛争が生じた場合には、当行の本店を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第20条【協議事項について】

本規定に定めのない事項について紛議などが生じた場合または本規定の各条項の解釈について疑義が生じた場合には、当行は誠意を持って協議し解決するものとします。

第2章 帳票電子交付サービスについて

「さぎん帳票電子交付サービス利用規定」に準じます。

第3章 外部連携サービス

(1) 外部連携サービスの内容

ア. 「外部連携サービス」とは、契約者が当行と契約を締結した外部企業（以下「接続事業者」といいます。）との間で契約を締結することにより、接続事業者が提供するサービスを通じてデータ連携サービス（以下「外部サービス」といいます。）を利用することができるサービスです。なお、契約者が契約を締結する接続事業者によって外部サービスのうち一部を利用できないことがあります。

イ. 契約者が外部サービスを利用するにあたり、接続事業者と契約することが必要となります。接続事業者との契約は契約者自身の責任において行うものとします。

(2) 利用手数料

外部サービスの利用にあたって料金は発生しません。なお、接続事業者が提供するサービスを利用するにあたっては、接続事業者に対して料金の支払いが必要になる場合があります。

(3) 「外部連携サービス」の利用

ア. 「外部連携サービス」の利用開始

「外部連携サービス」の利用開始にあたっては、パソコン等により接続事業者が提供するサービス経由で本規約に定める本人確認を受け、接続事業者ごとに利用登録を行う必要があります。また、利用から一定期間を超えた場合には、再度本人確認および利用登録が必要になる場合があります。

イ. 本人確認

上記アの利用登録完了後、接続事業者が提供するサービスの認証情報をもって本人確認を行うこととし、当行は当該本人確認をもって、契約者の情報を接続事業者と連携することについて、契約者の指示があったものとみなします。

本人確認を行ったうえで取引をした場合、接続事業者が提供するサービスの認証情報につき不正使用その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取り扱うものとし、万一これによって契約者に損害が生じた場合でも、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

接続事業者が提供するサービスの認証情報は、契約者の責任で厳重に管理し、第三者に知らせず、紛失・盗難にあわないよう十分注意するものとします。

ウ. セキュリティレベル

契約者は、接続事業者が提供するサービス経由で外部連携サービスを利用する場合、当該接続事業者のセキュリティレベルでの利用となることを了承します。

エ. 情報開示

外部連携サービスの利用にあたり、以下の各号に該当する事象が発生した場合は、当行は接続事業者と連携して情報収集にあたるため、必要に応じ、口座情報およびその他の契約者の情報（金融EDI 情報を含む）を接続事業者に対し開示することができるものとします。

(i) 契約者の情報が流出・漏洩した場合、またはそのおそれがある場合

(ii) 不正利用が発生した場合、またはそのおそれがある場合

当行が接続事業者に開示した情報は、接続事業者によって管理されるものとし、接続事業者による管理

不十分、使用上の過誤、不正使用等により発生した損失について当行は責任を負いません。

(4) 各種リスク

外部サービスの利用にともない、以下に該当する事象等によって契約者に損害が生じるリスクがあります。契約者は、かかるリスクを十分に理解し、同意したうえで、外部連携サービスを利用するものとします。

ア. 接続事業者が提供するサービスの利用に必要な認証情報等が流出、漏洩もしくは偽造され、接続事業者もしくは当行のシステムが不正にアクセスされ、または接続事業者のシステム障害等により、契約者の情報の流出等が生じる場合。

イ. 接続事業者の責に帰すべき事由（内部役職員の不正行為、システム管理の不備、利用者保護体制の不備等を含みます。）により接続事業者のサービス機能停止や契約者情報の流出等が生じる場合。

(5) 外部サービス連携の変更・取止め

外部サービス連携の変更・取止めは、接続事業者が定める所定の方法により申し込むものとします。変更・取止めのために契約者に発生した損害について、当行は責任を負いません。

(6) 免責事項

当行は、外部連携サービスに関し、接続事業者が提供するサービスとの連携が常時適切に行われること、契約者の利用目的に適合すること、連携結果が正確性、適格性、信頼性、適時性を有すること、接続事業者のシステム管理体制その他のセキュリティレベル、顧客保護体制、信頼性等が十分であること、第三者の権利を侵害していないことの保証を行うものではありません。

接続事業者の提供するサービスについては、接続事業者が契約者との間で締結した当該サービスに関する利用規約に従い、接続事業者が責任を負います。接続事業者の提供するサービスに起因して契約者に発生したすべての損害について、当行は責任を負いません。

外部連携サービスに関する技術上の理由、当行の業務上の理由、セキュリティ、保守その他の理由により、契約者に事前に通知することなく、外部連携サービスの全部または一部が一時的に制限、停止されることがあります。これらに起因して契約者に発生した損害について、当行は責任を負いません。

(7) サービスの休止

当行は、システムの定期的な保守点検、安全性の維持・向上、その他必要な事由がある場合は、外部連携サービスを休止することができるものとします。また、この休止の時期・内容等に関する契約者への告知については、当行の定める方法によることとします。

(8) サービスの廃止

当行は、外部連携サービスの全部または一部について、契約者に通知することなく廃止する場合があります。また、外部連携サービス廃止時には、本規約を変更する場合があります。

第4章 汎用受付

(1) 「汎用受付」とは、書面により提出している各種申込について、本サービスにより申込みを行うことができる機能をいいます。なお、個別に申込みするサービスに別途規約が定められている場合は、本規約の承諾に加え当該規約の承諾が必要となります。

(2) 当行が「汎用受付」を受け付け、当行所定の手続が完了した時点で「汎用受付」にかかる事項の効力が発生するものとします。なお、「汎用受付」がなされた場合であっても、当行の判断により「汎

用受付」の全部または一部を承諾せず、当該「汎用受付」にかかる事項の効力が発生しないことがあります。この場合、契約者は当該当行の判断について何ら異議を述べないものとします。

(3) 申込が当行所定の方法によりなされた場合、当行は契約者の正当な権限者により有効に当該申込みがなされたものとみなします。個別に申込みするサービスで書面や押印が定められている場合でも、当該規約に優先して本申込みは有効なものとしします。

(4) 受付内容により、別途正規な申込書等が必要な場合は、契約者は当該申込書の提出や必要書類の提供を行なうものとします。

(5) 「汎用受付」により生じた損害について、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

第5章 請求書発行業務

(1) 「請求書発行業務」とは、インボイス制度に対応した適格請求書を発行することができるサービスです。

(2) 「請求書発行業務」を起因として損失等が発生しても、当行の責によらない場合、当行は一切の責任を負いません。

第6章 請求書読取業務

(1) 「請求書読取業務」とは、商取引において受領した請求書を読取り、インボイス制度に対応した適格請求書のチェック、振込の入力支援を行うサービスです。

(2) 「請求書読取業務」は適格請求書のチェック、振込の入力支援を行うサービスであり、受領した請求書の不備・振込内容相違、振込遅延等は、当行は一切の責任を負いません。

(3) 振込取引については、さぎん法人インターネットバンキングサービス利用規定に従うものとします。

(4) サービスの変更・廃止

当行は、「請求書読取機能」の全部または一部について、契約者に通知をすることなく変更又は廃止する場合があります。「請求書読取機能」廃止時には、本規約を変更する場合があります。

以上